

令和8年度第3回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年6月25日(木) 午後2時
 召集場所 清須市役所南館4階 403大会議室
 開 会 令和8年6月25日(木) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	×
9. 鈴木 正	×	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 15 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 三宅 祥夫
 主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃
 主 事 光田 真聖

議 事 日 程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第6号 農地法第3条の規定に係る許可申請 1件
 議案第7号 農地法第5条の規定に係る許可申請 5件
 議案第8号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 1件
 (一括契約)

(2) 報告案件

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知 1件
 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件
 報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 14件

2 その他

「農地法第5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告

会

長 皆さん、こんにちは。

梅雨入りをし、恵みの雨を多くもたらしてくれる季節となりました。委員のみなさまには、おもわぬ梅雨冷にお風邪など召されませんように十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和8年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は8番の岩田委員と9番の鈴木正委員より事前に欠席の連絡がありましたが、12名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は2番 酒井 温司（さかい あつし）委員 3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、順番を変更して次のとおり進めます。

（１） 報告案件について		
【報告第 8 号】		
・ 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出	……………	1 4 件
【報告第 7 号】		
・ 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出	……………	1 件
【報告第 6 号】		
・ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知	……………	1 件
（２） 議決案件について		
【議案第 6 号】		
・ 農地法第 3 条の規定に係る許可申請	……………	1 件
【議案第 7 号】		
・ 農地法第 5 条の規定に係る許可申請	……………	5 件
【議案第 8 号】		
・ 農用地利用集積等促進計画策定の要請	……………	1 件

それでは、【報告第8号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出14件及び【報告第7号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件及び【報告第6号】農地法第18条第6項の規定による通知1件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事 務 局

それでは、議案書 7 ページをご覧ください。
報告第 8 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 14 件を説明します。

申請番号 R8-16 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で再転用です。担当は小島委員です。

小 島 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-17 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫建築です。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-18 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、始末書が添付されております。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-19 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら宮田用水が該当しております。担当は中野委員です。

中 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 8 ページをご覧ください。

申請番号 R8-20 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は三宅委員です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-21 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は堀田推進委員です。

堀 田 推 進 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-22 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員です。

渡 邊 推 進 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R8-23 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場で、新清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は渡邊推進委員です。

渡 邊 推 進 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 9 ページをご覧ください。

申請番号 R8-24 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-25 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、始末書が添付されております。担当は岩田委員ですが、問題ない旨のご連絡をいただいております。

申請番号 R8-26 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は緑化施設で、始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-27 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 10 ページをご覧ください。

申請番号 R8-28 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅新築で、記載が漏れておりますが、こちら再転用になります。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。現状、雑草の管理がされておらず 1 m くらいの背丈になってきておりますが、いつ頃着手していただけるでしょうか。

事務局 事務局で着工時期と現地を確認しまして、着工が遅れるようであれば事業者の方へ管理をお願いするようにいたします。

伊藤委員 よろしく申し上げます。

事務局 申請番号 R8-29 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして 4 ページ戻っていただき、議案書 6 ページをご覧ください。報告第 7 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件を説明します。

申請番号 R8-5 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅の建築です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして 1 ページ戻っていただき、議案書 5 ページをご覧ください。報告第 6 号農地法第 18 条第 1 項の規定による通知について説明します。

申請番号 R8-2、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約され、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。

担当は星野委員です。

星 野 委 員 問題ございません。

事 務 局 報告案件は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

それでは、【議案第6号】農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 では、議案書1ページ、番号R8-1をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢のため耕作し続けることが難しくなっている譲渡人から、以前より申請地を耕作しており、今後も耕作を続けるため譲り受けることになった譲受人への所有権移転の申請です。

譲受人は、トラクター1台、他に耕運機1台、軽トラ1台を所有しております。従事日数は譲受人が100日、配偶者が50日、経営面積は5,505㎡、申請地への通作距離は約20km、通作時間は車で40分です。

譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

星 野 委 員 この案件の地元は星野委員になりますが、全部で8筆ありますが、畑の6筆についてはしっかり手入れされており、田の2筆についても田植えをされてありましたので問題ございません。

会 長 従事日数は100日でも大丈夫ですか。

事 務 局 従事日数については、譲受人の100日とその配偶者の50日を合わせて150日となりますので、問題ございません。

会 長 わかりました。他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして【議案第7号】農地法第5条の規定による許可申請5件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、申請番号 R8-3 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。申請者は現在、清須市にて生活介護及び日中一時支援を行う事業所を運営しています。利用者数が増加し、従業員の数も増やしていますが、従業員用の駐車場が足りなく、敷地内の通路や玄関前に縦列駐車している危険な状態です。また、今後利用者が更に増える予定で、従業員を増やす必要があり、駐車場の確保が急務となりました。

周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、事務所からも近く、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（a）住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。西側に事務所があります。

土地利用計画図をご覧ください。農地の北側を18台分の駐車場として転用します。南側は農地として残しますが、西側も含めコンクリートブロックにて土留めをおこないます。東側の乗入れは、側溝に蓋掛けをし、補強をおこないます。雨水は砕石敷で自然浸透させるとのことです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

木村委員 この案件の地元は木村委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として

「許可する」ことといたします。

2 件目の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R8-4 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、配偶者と子供 2 人の 4 人で現在稲沢市内の賃貸住宅にて居住しています。子供成長に伴い、家が手狭になっており、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。

住み慣れた本家付近の市街化区域で土地を探しましたが見つかず、途方に暮れていたところ、祖母が所有する申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また一般基準については特段の問題はございません。

申請地は、2 月に農振法農用地区域除外申出をおこなっており、令和 8 年 5 月 21 日に愛知県より事前調整について了承した旨の回答がありました。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

星野委員 この案件の地元は星野委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

3 件目の説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R8-5 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、名古屋市に本社があり、清須市に事務所、修理工場及び展示場を置いている新車や中古車の販売・買取・整備を行っている法人です。

近年、需要が高まっており、引き受ける車両も増加していますが、既

存の駐車場では、これ以上車両を保有するスペースがなく、事業拡大のためにも駐車場の確保が急務となっています。

そのため近隣で土地を探しておりましたが、市街化区域内では、希望する土地が見当たらず、市街化調整区域内ではありますが、既存の駐車場に隣接しており、所有者へ相談したところ、承諾が得られたため本申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。

土地利用計画図をご覧ください。18 台分の駐車場です。農地との隣接部分は土留めをし、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、砂利敷のため、自然浸透させるとのことです。また、北側の乗り入れ口は、補強を行い、蓋をしますが、水の流れは損なわないようにするとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

小 島 委 員 この案件の地元は小島委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

伊 藤 委 員 隣の田んぼは現在田植えなどされていますか。

事 務 局 現在は休耕田となっております。

伊 藤 委 員 事業者さんには、田んぼへ残土や工事が出る殻などを入れていかないように留意事項として伝えてあげたほうが良いかもしれません。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

4 件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、議案書 3 ページ申請番号 R8-6 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は現在あま市内で配偶者と２人で居住していますが、昨年子供が生まれ、現在の居住地が手狭になるため、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。

住み慣れた本家付近の市街化区域で土地を探しましたが見つかず、途方に暮れていたところ、父が所有する申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、駅から概ね 600m以内の区域にある農地です。駅を中心とする半径 600mの円で囲まれる区域にあり、宅地割合が 40%を超えているため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－ a －（b）に該当し、第２種農地と判断でき、許可できる案件になります。また一般基準については特段の問題はございません。

申請地は、２月に農振法農用地区域除外申出をおこなっており、令和 8 年 5 月 21 日に愛知県より事前調整について了承した旨の回答がありました。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

三 宅 委 員 この案件の地元は三宅委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

５件目の説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、申請番号 R8-7 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、昨年入籍し、現在は清須市とあま市に居住しています。新居を探していたところ、将来、家族が増えることも考え、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。

住み慣れた本家付近の市街化区域で土地を探しましたが見つかず、途方に暮れていたところ、父が所有する申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、駅から概ね 500m以内の区域にある農地です。駅を中心とする半径 500mの円で囲まれる区域にあり、宅地割合が 40%を超えているため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－ a －（b）に該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また一般基準については特段の問題はございません。

申請地は、2 月に農振法農用地区域除外申出をおこなっており、令和 8 年 5 月 21 日に愛知県より事前調整について了承した旨の回答がありました。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

三 宅 委 員 この案件の地元は三宅委員になりますが、
会 長 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第 8 号】農用地利用集積等促進計画策定の要請について 1 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書 4 ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R8-5 についてです。申請地は、権利設定がされておりましたが、先ほどの議案書 5 ページ目、報告第 6 号、申請番号 R8-2 のとおり、今回の計画策定にあわせて合意解約がされ、農地法第 18 条の規定による通知が提出されています。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
星 野 委 員 この案件の地元は星野委員になりますが、
問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいで
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として
「許可する」ことといたします。

それではその他に移ります。「農地法第5条の規定による許可された旨
の証明願」について事務局に説明を求めます。

事 務 局 机上配布させていただきました農地法5条の規定による許可された旨の
証明願をご覧ください。こちらは、最後に回収しますので、持ち帰らず、
机に置いたままにしてください。

では、農地法5条の規定による許可された旨の証明願が1件提出され
ましたので、報告させていただきます。

願出者、願出地、地目、面積は記載のとおりです。2003年(平成15
年)12月8日に許可され、現況は駐車場となっています。

報告後は、尾張農林水産事務所へ進達し、県にて許可された旨の証明を
していただきます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、次回開催について確認します。
令和8年7月24日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所本館3
階 306・307会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。
以上で令和8年度第3回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でし
た。

—終了時刻午後2時40分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____